

橋梁予備設計におけるアドバイザー方式

国土交通省関東地方整備局北首都国道工事事務所 ○佐々木喜八

先の「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会中間とりまとめ」において、入札契約制度の改善策の1つとして、発注者の技術的判断支援を目的とする「アドバイザー方式」の導入が提唱された。これを受け、関東地方整備局は北首都国道工事事務所の橋梁予備設計で同方式を試行し、地方自治体等への適用を検討することとした。

本稿では、アドバイザー方式の試行状況を簡易公募型プロポーザルによる公募からアドバイザー特定まで、発注者・アドバイザー・設計コンサル3者による設計打合せの実施結果、本試行の担当者及びアドバイザーの経験と意見を報告する。本試行におけるアドバイザーは、設計コンサルに対する直接の指示や指導を行うものではなく、発注者が行う技術的判断に対し助言を行うものとした。

1. アドバイザー方式の試行について

「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会中間とりまとめ」において、入札・契約制度の改善策の1つとして「発注者として適切な判断ができるための体制の確立」が提案されており、適正な業務執行を図る上で発注者の体制や技術が不足する場合には、アドバイザーによる発注

者支援を受けることが必要であるとされている。

本中間とりまとめを踏まえ、直轄事業においてモデル的にアドバイザー方式を試行するものとし、その結果を受けアドバイザー方式を制度化し、地方自治体等への普及、促進を図るものである。

(平成13年2月20日、大臣官房技術調査課課長補佐から各地方整備局企画部技術審査官あて事務連絡より)

2. 試行案件リスト

地方整備局	事務所等	対象業務	業務内容
東北	企画部技術管理課	冬期施工技术検討	監督支援、成果の照査等
関東	北首都国道工事事務所	橋梁予備設計	監督支援
北陸	清津川ダム調査事務所	環境調査	企業の選定、特定支援
中部	矢作ダム管理所	災害復旧工事の設計業務	複数設計業務に係る支援
近畿	和歌山県北山村	路線測量、詳細設計	成果品の照査、技術支援
中国	広島国道工事事務所	高架橋詳細設計	監督支援、成果品の照査等
四国	大洲工事事務所	道路のり面緑化検討	発注計画案、仕様書案作成
九州	延岡工事事務所	環境現況調査、猛禽類調査検討	監督支援、成果品の照査等

3. 実施要領 (本省作成、実施要領(案)より抜粋)

(1) アドバイザーの定義

「アドバイザー」は、国土交通省地方整備局又は工事事務所における事業の計画、調査及び設計の各段階において、専門的、技術的立場から必要な助言・指導・支援を行うものである。

(2) 適用範囲

- ①アドバイザーは原則、「民間コンサルタント」とする。
- ②アドバイザーの支援先となる発注機関は、国土交通省地方整備局及び工事事務所とする。
- ③アドバイザー業務は、以下に例示する調査・設

計に係る支援業務について専門的、技術的な助言・指導、提示等を行う「部分的支援」※¹とする。

- ◇発注計画案の作成
- ◇発注仕様書案の作成
- ◇設計書等作成支援
- ◇調査・設計企業の選定・特定支援
- ◇調査・設計業務の監督支援（打合せ立会、助言、指導）
- ◇成果品の照査支援、等

※¹:発注者が一定の技術を有しており、設計・施工のコントロールは可能だが、特定専門技術のみが不足しているケース。

(3) アドバイザーの選定

調査・設計に係わる部分的支援のアドバイザーは、原則公募するものとし、「簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）」に準じた方法により特定するものとする。

① 資格要件

- ◇「同種・類似業務の管理技術者実績」あるいは「技師長（主任技師以上）の経験」など、経験を重視することとする。

② 公募要件

- ◇アドバイザーは発注者の部分的支援を行うため、国家公務員倫理法を準用する。
- ◇アドバイザーは、業務の遂行上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
- ◇派遣要請を行った発注者は、派遣されたアドバイザーによりアドバイスされた内容の採用等については、自己の判断に基づき処理するものとし、アドバイザーのアドバイス内容に関する責任は問わないものとする。
- ◇アドバイザーの属する建設コンサルタント企業、又は当該企業と資本・人事面において関連があると認められた企業は、当該業務が直接対象とする調査・設計業務(※²)等のプロポーザル、競争入札に参加できない。
- ◇アドバイザーの属する建設コンサルタント企業と資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、当該業務に係る工事※³の入札に参加し又は当該工事※³を請け負うことができない。

※²:「当該業務が直接対象とする調査・設計業務」とは、「発注仕様書案・設計書案の作成対象となる調査・設計業務」、「企

業選定・特定支援の対象となる調査・設計業務」、「監督支援、成果品照査支援の対象となる調査・設計業務」

※³:「当該業務に関連する工事」とは、「監督支援、成果品照査支援の対象となる調査・設計業務成果に基づく工事」

4. 北首都国道による実施例

(1) 対象業務名

圏央道3-2工区橋梁予備設計（その2）

(2) 業務内容

圏央道3-2工区橋梁予備設計(JCT部含む)における設計業務の監督支援として、打ち合わせの立会、助言、指導等を行うものである。

(3) 選定手法

「簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）」に準じ参加表明書の公募をした後、「技術提案書の提出者を選定するための基準」に基づき1~3者を選定し、その者に対し技術提案書の提出を求め、ヒアリングを介し「技術提案書を特定するための評価基準」により最終特定を行うものとした。なお、技術提案書の提出者の選定基準および技術提案書特定の評価基準は公募時の説明書に表-1および表-2の形で提示した。

(4) 実施状況

アドバイザーとして、設計コンサルとの打合せ時における立会の外、助言等のための発注者との打合せは、合計で7回実施している。これまでの主なアドバイスには次のようなものがあった。

- ◇経済性、施工性向上に関する技術提案
- ◇（アドバイザーの経験に基づいた）確認しておくべき事項の指摘
- ◇設計コンサル成果（中間報告）における問題点の指摘
- ◇検討課題に対する私見

5. 試行結果

(1) 良かった点

- ◇過去の実績等に関する情報など、発注者の判断材料が増えた。
- ◇設計コンサルがいい意味で緊張し、成果の精度向上等につながったと思われる。

表－１「技術提案書の提出者を選定するための基準」

評価項目	評価の着目点				評価の ウェイト
				判断基準	
配置予定技術者（アドバイザー）の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ①技術士資格（建設部門の道路分野）を有する。 ②技術士資格（建設部門の道路分野以外）を有する。上記以外は選定しない。	5
	専門技術力	業務執行技術力	平成８年度以降の同種業務の実績内容と件数	同種業務の実績内容及び件数を総合的に評価する。業務実績が無い場合は選定しない。	5
			平成 10 年度及び平成 11 年度の業務の業務成績	TECRIS 業務成績の平均評価点が高い順に評価する。500 万円以上の建設省発注業務の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。	5
			当該分野従事期間	当該分野の経験年数に応じて評価する。	5
			技術者表彰の有無	平成 7 年度から平成 1 1 年度の建設省表彰の実績及び件数を評価する。	5
	業務実施方針と手法	実施方針	重要事項の把握度	本業務を理解した上で、重要と思われる事項を評価する。	1 0
		特定テーマに対する技術提案	技術提案内容の的確性、実現性、独創性	過去の業務実績において、技術提案の事例と採用の有無によって評価する。	1 0
	専任性	専任性	手持ち業務件数（特定後未契約を含む）	全ての手持ち業務の件数が少ない順に評価する。10 件以上の場合は選定しない。	5

表－２「技術提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の着目点			評価の ウェート
	判断基準			
技術者評価 (ヒアリング)	専門技術力	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	10
	取組み姿勢	業務への取組み意欲	業務の着眼点・実施方針が適切で、取組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価。	10
	コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	10
参考見積			提示した業務規模と大きくかけ離れている場合は特定しない。	－

注者にとって余分な仕事が生じる可能性もある（アドバイザー）

(2) 問題点、課題等

◇業務目的、業務の範囲が不明確であった。

- ・橋梁予備設計においては、局工事課等とも並行して調整しており、アドバイザーと重複する部分について、どこまでを業務範囲とするか迷いが生じた。
- ・目的は橋梁形式の選定であり、目的外の部分で意見を言うことの良否の判断が難しい。発

◇打ち合わせ時の相互の立場が曖昧になってしまっている場合がある。

- ・三者の打ち合わせでは、意見交換会的に発散してしまう場合がある。
- ・発注者とアドバイザーの意見調整が別途必要になる。
- ・席上でコンサルから同意を求められても答え

られない。(アドバイザー)

- ・最終的に責任のないアドバイザー(※4)が、どこまで踏み込んで意見を述べて良いのか判断が難しい。(アドバイザー)

※4：第 3.3 節、アドバイザーの選定②公募要件の第3項参照

◇アドバイザーの私見の取り扱いが難しい。

- ・新技術の採用等については、私見しか述べられないものが多い。(アドバイザー)
- ・最終的には、発注者の責任においての技術的判断が必要となる。
- ・地方自治体等で体制や技術が不足する場合を想定しているが、最終判断ができない場合もあるのではないかな。

◇設計コンサルとアドバイザーの技術力評価が難しい。

- ・今回対象とした業務は、公募型プロポーザルにより発注しており、応募のあったコンサルのうち総合的に技術力の優れたコンサルが特定された経緯がある。
- ・両者の意見が対立した場合、最終判断を行う発注者に技術的判断が求められる。

◇アドバイザー成果の評価が難しい。

- ・アドバイザー業務の成果品としては、打ち合わせ記録簿だけである。
- ・優秀なコンサルを相手にした場合、特別なアドバイスが不要となる場合も考えられる。
- ・アドバイザーの負担が大きくなる場合も考えられるが、業務完了検査時における検査官の判断材料は、打ち合わせ記録簿のみである。

◇同業者ならではのやりにくさがあった。

- ・各社毎のノウハウは、他社には知られたくないものも多いと考える。

6. 今後の方向性

当事務所の試行例だけで今後の方向性を結論づけられないため、当該業務に携わった職員およびアドバイザーの意見を下記にまとめる。

①アドバイザー専門のコンサルタントが必要。

◇同業者の場合、別の場所では立場が逆転することも想定され、互いに牽制することになる。

◇アドバイザー派遣コンサルには受注制限が生じるため、制限される業務では優秀なアドバイザーが集まらなくなる可能性が高い。

②助言、指導等の内容を専門的なアドバイスに絞り込んだ方がよい。

◇例えば、橋梁予備設計における景観分野等。

③構造令等の基準が確立されていない分野で有効と考える。

◇アドバイザー方式は、事業または業務の計画段階が最も有効と考えられる。

◇道路設計においては、路線選定の段階が最もアドバイスポイントが多いと考える。

◇業務の実施方針の検討時など、マネジメントに関するアドバイスがほしい。

④アドバイザーには相応の権限と責任を付与すべき。

◇責任がない＝発言に重みがない＝アドバイスが消極的になる場合がある。

⑤アドバイザーは人柄も重要な選考ポイント。

⑥TECRIS登録の業務分野にアドバイザーを入れた方がよい。

⑦アドバイザー受注により制限を受ける発注予定業務は、具体的に記述した方がよい。

Advisers Involving Preliminary Design of a Bridge

By Kihachi SASAKI

This paper reports the experience of a bridge design using advisers for a preliminary design of a bridge, from the view point of a owner and an adviser. This report focuses on the design discussing process by an owner, an adviser and design consultants. An adviser was selected by the simplified public invitation proposal. The mission of an adviser, here, is to give technical advise to a construction manager, not to indicate to a designer directly.